

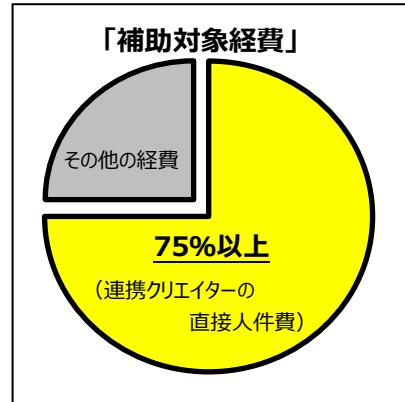
R3 年度「コンテンツ活用促進事業費補助金」Q & A一覧

Q 1 この補助金はどういうものか？

- A 1 道内の中小企業者等が、自社の経営課題を解決するために、札幌市内に本社のあるクリエイターと連携して、新たに彼らの生み出す『アイディア＝コンテンツの力』で課題を解決し経営の活性化を目指す取り組みに対して、その費用の一部を補助するものです。
補助として、「補助対象経費」の1/2を支給します。
(支給額の上限は100万円)

例えば、「補助対象経費」が200万円の場合、100万円を補助します。

※ただし、図のとおり、「補助対象経費」のうち、75%以上が、連携する市内クリエイターの直接人件費であることが条件です。



Q 2 「補助対象経費」とは何か？

- A 2 市内クリエイター等に支払う業務委託費等です。

○認められるもの

- ・直接人件費（連携する市内クリエイター等が直接制作するコンテンツ等のデザインや制作費等のこと。）
- ・その他の経費（直接人件費以外の経費で、謝金、旅費、運搬費、外部業務委託費、印刷費等のこと。）

×認められないもの

- ・消費税及び地方消費税相当分
- ・土地・建物の購入及び借上等にかかる経費、土木・建築等設備工事が発生する際の経費
- ・消耗品、広告宣伝にかかる費用等において、既存事業部門との区別不可能な共通的経費
- ・食糧費、接待費等の個人消費的経費 など（詳細は「公募要項」P3をご覧ください。）

Q 3 補助対象者（この補助金を申請することができる企業）はどのような企業か？

- A 3 次の条件を全て満たしている企業です。

- 本社が北海道内にある、**中小企業者^{注1}**及び**その他の法人^{注2}**であり、同一の事業を一年以上営んでいること。
(注1,2の詳細については、注釈の表をご確認ください)
- コンテンツ等の事業を主に営んでいないこと。
- 当該市町村における法人市町村民税の滞納がないこと。
(個人事業主の場合：当該市町村における市町村民税)
- 札幌市における一般競争入札の参加制限を受けていないこと。

注1）中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社（※）及び個人をいいます。

※会社の範囲：株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人会社

ただし、以下のいずれかに該当する中小企業者は**対象外**です。

- ① 発行済み株式の総数または出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数または出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

【資本金と従業員数から判断】

1	製造・建設・運輸業	資本金または出資の総額が3億円以下、もしくは、従業員が300人以下
2	卸売業	資本金または出資の総額が1億円以下、もしくは、従業員が100人以下
3	サービス業	資本または出資の総額が5000万円以下、もしくは、従業員が100人以下
4	小売業	資本または出資の総額が5000万円以下、もしくは、従業員が50人以下
5	ゴム製品製造業 ※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。	資本金または出資の総額が3億円以下、もしくは、従業員数が900人以下
6	ソフトウェア業	資本金または出資の総額が3億円以下、もしくは、従業員数が300人以下
7	旅館業	資本金または出資の総額が5000千万円以下、もしくは、従業員数が200人以下

注2) その他の法人とは、次のいずれか該当するものです。

- ① 北海道内に本社を有する、医療法人及び社会福祉法人、並びに、医業または社会福祉事業を主たる事業とする財団法人または社団法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の法人をいう。
- ② 常時使用する従業員の数が300人（小売業を営む者にあっては50人、卸売業又はサービス業を営む者にあっては100人）以下の特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定による。）。

以下のいずれかに該当する法人は対象外です。

- ① 学校法人
- ② 宗教法人
- ③ 医業または社会福祉事業を主たる事業としない、財団法人または社団法人
- ④ 常時使用する従業員の数が300人を超える法人
- ⑤ 常時使用する従業員の数が300人（小売業を営む者にあっては50人、卸売業又はサービス業を営む者にあっては100人）を超える特定非営利活動法人

Q4 札幌市内のクリエイターだが、この補助金を申請することができるか？

A4 できません。コンテンツ等の事業を営んでいるクリエイター（法人・個人）は、企業と連携するクリエイター側となり得ます。札幌市内のクリエイター等の方は、本補助金をクライアントや営業先へご紹介いただき事業連携のきっかけとしてご活用ください。

Q5 市内クリエイターの条件はありますか？

A5 はい。以下の全てに該当している必要があります。

- 本社が札幌市内にある中小企業者で、同一の事業を一年以上営んでいること。
- コンテンツ事業を主に営んでいること。
- 市税の滞納がないこと。
- ICC登録クリエイターであること。

Q6 道内の中小企業者だが、様々な事業を展開している。自分の会社が申請側なのかクリエイター側なのか、どちらに該当するのかわからない。

A6 主な業務内容と売上構成（%）をもとに、総務省が定める日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいてご判断ください。

Q7 どのように補助事業を指定するのか？

A7 公募締切日 8/26（木）17:00までに申請があつたものについて、専門家による審査会を開き、得点の高い順に、総予算額（400万円）内で、補助対象事業を指定します。

Q8 企業シート（様式1－2）を申請者が作成しても良いのでしょうか？

A8 企業側（黄色い枠）の欄を事前にご入力ください。

コーディネーター側（灰色枠）の欄は、ICC企業相談でのヒアリング後にICCが入力します。

なお、本シートでコーディネーターが取りまとめる情報は、連携クリエイターが専門的な観点から課題を見つけ有効的な解決策を提案するための要素（企業の理想・現状・課題（表層的なギャップ）、その他周辺情報等）のみです。課題解決策は、クリエイターからご提案いただいてください。

Q9 企業シート（様式1－2）をいつクリエイターに提示すれば良いのでしょうか？

A9 申請書（様式2）を作成する前です。

まず、本補助金をご検討の企業の方は、ICCコーディネーターによる企業相談を受けてください。

企業相談を受けた後、補助金申請を試みる場合は、企業シートを連携クリエイターに提示し、クリエイティブ活用についての相談を掘り下げてください。連携クリエイターからの企画提案書と見積書を受けましたら、そちらの内容を事業計画書（様式2）にまとめ完成させてください。

Q10 札幌市外の企業ですが、企業相談を受けるために札幌へ行かなくてはなりませんか。

A10 企業相談は通常、ICCにお越しいただくか、オンライン（使用ソフトzoom）で行っていますが、コロナ禍の影響もございますので、本年度は原則オンラインでの相談をお願いしております。ただ、オンライン環境が整っていない企業に関しては、ICCへお越しいただくこともあります。その際は、事前にICC事務局へご相談ください。

Q11 クリエイター等が発行する事業企画書（提案書）とその見積書とはどういうものか？

事業計画書（様式2－1）とは異なるのか？

A11 事業企画書（提案書）とは、連携クリエイターが企業シート（様式1-2）をもとに、企業が抱える経営課題の解決に向けて提案するものであり、その提案内容を実現するための予算がその見積書となります。両方とも連携するクリエイター等が企業に対して発行するものです。

「事業計画書（様式2-1）」は、それらの提案書等を添付資料として、企業側がとりまとめて作成するものです。

Q12 企業と連携する市内クリエイター側だが、一部専門外の業務を外注することはできるか？

A12 できますが、その経費は、「外部業務委託費」となり「直接人件費」とはみなされません。（A2参照）

「外部業務委託費」は、「その他経費」に入りますので、補助対象経費全体の25%を超えない範囲内であれば、「外部業務委託費」として入れることができます。

Q13 道内の中小企業側だが、自社内でコンテンツを制作する場合の人件費は対象になるのか？

A13 インハウスのクリエイターは対象になりません。補助対象経費として認められるのは、あくまでも、連携する市内クリエイター等との間に発生する直接人件費です。

Q14 補助金が支払われる時期はいつか？

A 14 令和4年4月下旬に指定口座へ入金します。

Q15 事業成果の公表・普及とは具体的にどういうことか？

A 15 本補助金の公募説明会や関連セミナーでの事業実施報告（成果発表）の他、当財団が主催するセミナー等への講演依頼をさせていただきます。また、クリエイターと企業の連携事例として、ICC のウェブサイトや紙媒体等にてご紹介いたします。詳細は適時協議させていただきます。

Q16 本補助金の申請を検討しているが、市内クリエイター等と連携したコンテンツの活用方法を知らない。

どうしたらよいか？

A 16 ICCでは企業からの「相談窓口」を設けています。ICCコーディネーターがお話をうかがいますので、お気軽にご相談ください。

【相談窓口】

完全予約制・無料・オンライン可（zoom）

毎週水・木 13:00-18:00 1回につき1時間

<https://www.icc-jp.com/about/consultation.html>

その他、経営課題に関するご相談は、市や国で行っているアドバイザー派遣制度等（3回まで無料）や、中小企業基盤整備機構の無料の経営相談等もございます。

[参考]

■札幌市中小企業支援センター

「中小企業アドバイザー派遣制度」 <http://chusho.center.sec.or.jp/>

■中小企業庁「中小企業119」

<https://chusho119.go.jp/>

■中小企業基盤整備機構

<https://www.smrj.go.jp/index.html>